

栗 政 第 4 1 号

令和6年8月16日

滋賀県知事 三日月 大造 様

栗東市長 竹村 健

(公 印 省 略)

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について(回答)

令和6年8月2日付け滋行経推第165号で協議のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

意見はありません。

連絡先:栗東市政策推進部政策調整課
改革推進係 課長補佐 俣野裕美
主 査 吉田賢人
電 話:077-551-0327
FAX:077-554-1123
メール:seisaku@city.ritto.lg.jp

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について
【回答様式】

課名

障がい福祉課

1. 意見の有無について（該当する欄に「○」を記入）

	意見あり	→	2を回答
○	意見なし	→	回答終了

2. 意見の内容について（自由記述）

※ 回答は以上で終了になります。

関係市長様

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について(協議)

地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、滋賀県議会令和6年9月定例会議において標記条例を改正することを予定しておりますので、同条第2項の規定により協議します。

記

1 盛土規制法関係(長浜市、近江八幡市および米原市)

宅地造成及び特定盛土等規制法および宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)ならびに同法の施行のための規則に基づく事務の一部を市に移譲するもの。(条例別表(32)の5~7関係)

2 宅造法関係(長浜市および高島市)

宅地造成及び特定盛土等規制法第10条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定を行うことに伴い、必要な規定の整理を行うもの。(条例別表(33)関係)

3 特児法関係(全市)

特別児童扶養手当等の支給に関する法律および特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和39年厚生省令第38号)に基づく事務を移譲対象から除くもの。(条例別表(40)関係)

4 古都保存法関係(大津市)

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うもの。(条例別表(44)関係)

5 条例改正の施行日

(1)1および2の規定 令和7年4月1日

(2)3の規定 令和8年4月1日

(3)4の規定 都市緑地法等の一部を改正する法律(令和6年法律第40号)の施行の日

連絡先:総務部行政経営推進課
経営企画係 萱原
電話:077-528-3290
FAX:077-528-4827
メール:bj00@pref.shiga.lg.jp

関係市権限移譲担当課 御中

滋賀県総務部行政経営推進課

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に係る協議について

このことについて、別添のとおり協議書を送付いたします。

宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)等に基づく事務の一部を市に移譲するため、ならびに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)および地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)により情報通信技術の活用による行政運営の効率化が求められることから、市へ移譲している特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)等に基づく事務を見直すため、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成18年滋賀県条例第71号)の一部を改正しようとするものです。

また、貴市担当部局に対しては、本県子ども若者部または土木交通部より事前説明がされているところです。

御回答については令和6年8月20日(火)までにお願ひしますとともに、御意見がない場合であっても、その旨文書にて御回答願ひます。

連絡先:総務部行政経営推進課
経営企画係 萱原
電 話:077-528-3290
FAX:077-528-4827
メール:bj00@pref.shiga.lg.jp